

第8回 (平成22年度) 通常総会議案書

日 時 平成23年8月21日 (日) 午前11時

場 所 加賀屋北会館

特定非営利活動法人タウンズメン21

第1号議案に関する資料（1）

平成22年度特定非営利活動に係る事業報告

（平成22年8月1日から平成23年7月31日）

特定非営利活動法人タウンズメン21

事業の成果

I 情報公開（提供）にもとづく事業

1. 大阪市教育委員会に情報公開請求

大阪市は、長年にわたり小中学校の問題に対しては学校長任せでなんの対策もたてておらず、その場限りのいい加減な懲戒規定（教師対して）があるのみであって、各学校で問題が起きても大半が教育委員会に事故報告がされず、学校長再度で処理なされているのが現状であった、登校拒否・教師暴力・モンスターペアレンツ等の事件に対しどの程度学校が大阪市に提出しているかと、情報公開に踏み切った。

2. 大阪市教育委員会に不服申立て

大阪市における過去5年間の小中学校について、「保護観察中（拘留も含む）」と「保護者よりの苦情（モンスターペアレンツ）」の件数を情報公開請求したところ「不存在」との回答であったので、不服申立てを行った。

3. 持ち込みごみの料金改正

裁判以来20年以上の歳月を経た闘いによって、大阪市は、来年4月1日より業者ごみの持込料金を10kgあたり58円から90円に料金改定することになった。

これによって我々の念願である焼却場の削減に一步二歩と近づいた。しかし、ごみを償却するには10kgあたり130円を必要とするので、税金から10kgあたり40円補充されている（施設の減価償却費は含まれていない）。

4. 紙の分別

業者が持ち込む紙は年間 10 万トンとも 15 万トンとも言われている。業者の紙の分別に拍車がかかり、焼却場には紙は持ち込まれなくなっていくと思われる。

これは、450 万トンの焼却場 1 基が不必要となる計算である。

5. 家庭系ごみの有料化と紙の分別

大阪市がつぎにやらねばならないことは、家庭系ごみの有料化である。それにともない紙は分別され、ごみの減量はさらに進むと思われる。現在、家庭系ごみの紙は 16 万トンとも言われている。これは大型焼却場の 1 基分にあたり、紙の分別によって大阪市の焼却場は半数の 5 ヶ所で足りる計算になる。

1 基につき 20 億円近い維持費がかかっている現在、焼却場 5 基の削減は年間 100 億円の税金の無駄遣いを止めることができるのである。

第1号議案に関する資料(2)

平成22年度特定非営利活動に係る事業報告

(平成22年8月1日から平成23年7月31日)

特定非営利活動法人タウンズメン21

(内容省略)

第1号議案に関する資料（3）

事業計画（平成23年8月1日から平成24年7月31日）

I 情報公開（提供）にもとづく事業

- ① 大阪市が貸与する土地・建物の調査
- ② 大阪市の管理地（建物）調査
- ③ 大阪市の転貸地の調査
- ④ 補助金の収支に関する調査
- ⑤ 交付金の収支に関する調査
- ⑥ これからの焼却場のあり方に関する調査・指示
- ⑦ 小中学校の統廃合に関する調査
- ⑧ その他

II 厨房機器に関する事業

- ① 厨房器具のリサイクル
- ② 単純作業に関する労働者雇用事業